

中小企業投資促進税制等の適用期限が延長されました

2019年度税制改正において、中小企業の積極的な設備投資を後押し、「生産性革命」の実現を図る観点から、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限が2年間延長されました。

◆中小企業投資促進税制

本制度は、中小企業者又は農業協同組合等で青色申告書を提出するものが指定期間内に、新品の特定機械装置等を取得し又は製作して、これを国内にあるその中小企業者等の営む製造業、建設業等の指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、普通償却のほかに特別償却(取得価額の30%)ができるというものです。なお、中小企業者等のうち農業協同組合等を除く、資本金の額が3,000万円以下の中小企業者等にあつては特別償却に代えて税額控除(取得価額の7%)が選択控除できます。

◆商業・サービス業・農林水産業活性化税制

本制度は、商業・サービス業を営む中小企業者等が指定期間内に経営改善指導等に基づき一定の建物付属設備又は器具備品を取得し又は製造もしくは建設して、これを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、普通償却のほかに特別償却(取得価額の30%)ができるというものです。

なお、個人事業主及び資本金の額が3,000万円以下の中小企業者等にあつては特別償却に代えて税額控除(取得価額の7%)が選択適用できます。



✓ 人材が定着する会社とは

◆退職者の埋め合わせの時間やコストも増大

近年、転職者が年間300万人を超え増加傾向が続いています。一方で少子化が進み企業は恒常的な採用難、人手不足という現状があります。2019年2月の転職市場は求人数が4か月ぶりに最高値を更新しました。新卒者も転職者も非正規社員も採用できない人手不足倒産も出ています。そこで、採用が困難なら今いる社員に

長く働き続けてもらうことを考えてみましょう。

◆優秀、貴重な若手に辞めてほしくないが

苦勞して採用して仕事を覚えて有能な人材に育った人に退職されるほど「痛い」ことはありません。有能な社員が企業に長くとどまり能力を発揮すること、定着をどのようにするのかを考える必要があります。ある調査では期待していた社員に辞められたことがある管理職は8割に上ると言っています。慰留できなかったケースも7割以上です。退職理由が現在の組織に対する不満が主な原因の場合、会社側は職場の状況にも気を配る必要があります。退職者はなかなか本音を話してくれません。悪い感情が残留者に伝染しないようにしなくてはなりません。会社に対する良くない噂が最近SNS等で流布されるケースもあり、それが採用難の原因にならないとも限りません。新しい職場を探している人にとって「社員が長く勤めている」ことは安心材料になります。苦勞して採用した若手

社員、組織の中核として活躍する中堅社員、長年の経験を持つベテラン社員、そのような社員を定着させ、長く活躍してもらうことは人手不足の今、企業にとって重要課題です。

◆同業他社より社員定着率向上を目指す

人材定着率は業種により違いますので同業種内での差を考える必要があります。引きとめたい社員とは業績のよい社員ばかりでなく、コミュニケーション力やモチベーションの高い人材とすることができます。

20代転職者の調査では退職理由は労働時間や働く環境、経営者、上司、同僚との人間関係、会社の成長が見込めない、の順になっています。「他にやりたいことがある」の言葉の裏側にこれらが複合的に含まれていると言えます。長く働き続けるには、労働条件等の「働きやすさ」と仕事の内容的側面としての「働きがい」の向上で、仕事を通じた成長感や達成感も重要と言えるでしょう。



お仕事カレンダー 2019年7月



本格的な夏の前に、木々の緑が色濃くなってまいりました。
蒸し暑い日が続いておりますが、お身体ご自愛下さい。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	月		18	木	
2	火		19	金	
3	水		20	土	
4	木		21	日	
5	金		22	月	
6	土		23	火	
7	日		24	水	
8	月		25	木	
9	火		26	金	
10	水	<ul style="list-style-type: none"> ■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額(6月分)の納付期限 ■ 源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付期限(1~6月分) 	27	土	
11	木		28	日	
12	金		29	月	
13	土		30	火	
14	日		31	水	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税> ■ 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税>(半期分) ■ 消費税の年税額が400万超の2月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税等> ■ 所得税の予定納税額の納付(第1期分) ■ 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
15	月	海の日			
16	火				
17	水				



我妻総合会計事務所
WAGATSUMA TAX & CONSULTING